# 第87期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成 29年6月29日 (木曜日)

午前10時

開催場所 東京都千代田区九段南二丁目3番1号

(青葉第一ビル)

当社本社(7階会議室)

## 書面(議決権行使書)による議決権行使期限

平成29年6月28日(水曜日)午後5時30分まで

### 目次

招集ご通知

招集ご通知提供書面

- 事業報告
- ■連結計算書類・監査報告
- ■計算書類・監査報告

株主総会参考書類

株主総会会場ご案内図



証券コード 8101

株主各位

東京都千代田区九段南二丁目3番1号

## 株式会社GSIクレオス

取締役社長中島浩二

## 第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年6月28日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成29年6月29日 (木曜日) 午前10時
- 2. 場 所 東京都千代田区九段南二丁目3番1号(青葉第一ビル) 当社本社 (7階会議室)

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

- 3. 目的事項
  - 報告事項 1. 第87期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算 書類監査結果報告の件
    - 第87期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

## 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 株式併合の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を行使することができる他の株主様1名を代理人とさせていただきます。その際、株主様ご本人の議決権行使書用紙と代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
- ◎次の事項につきましては、法令および当社定款第12条の規定にもとづき、インターネット上の当社のウェブサイト (http://www.gsi.co.jp) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
  - ①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
  - ②連結計算書類の連結注記表
  - ③計算書類の株主資本等変動計算書
  - ④計算書類の個別注記表
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト(http://www.gsi.co.jp)に掲載させていただきます。

## (提供書面)

## 事業報告

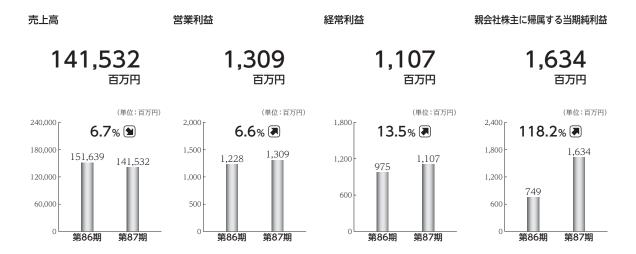
(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

#### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調にあるものの、中国をはじめとする新興国経済の 減速や英国のEU離脱決定に伴う海外景気の下振れ懸念に加えて、米国新政権の政策効果への思惑から金融資 本市場が大きく変動するなど、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと、当期業績は、売上高は前期比10,107百万円、6.7%減収の141,532百万円となりました。売上総利益は、前期比504百万円、3.7%減益の13,153百万円、営業利益は、前期比81百万円、6.6%増益の1,309百万円、経常利益は、前期比131百万円、13.5%増益の1,107百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比885百万円、118.2%増益の1,634百万円となりました。



セグメント別の状況はつぎのとおりであります。

#### 【繊維関連事業】

- ・肌着やパンスト等は事業の一部をグンゼ株式会社へ譲渡したことにより、機能性の高いインナー用の原糸および生地は円高により、それぞれ売上高が減少しました。また、ソックスも、低採算取引を見直したことから減少しました。一方、企画提案型の婦人ファンデーションは、取引が増加するとともに採算が好転し、インナー製品の〇EM取引も増加しました。
- ・アウター用の生地輸出は、欧米やアジア向けが減少しましたが、アウター 製品の〇EM取引は、レディース向けが堅調に推移しました。婦人アパレル事業は販売が伸びず苦戦しました。

以上の結果、当事業全体の売上高は前期比10,248百万円、8.2%減収の115,429百万円、セグメント利益(営業利益)は前期比98百万円、13.0%増益の854百万円となりました。

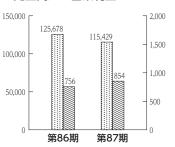
## 【工業製品関連事業】

- ・樹脂の添加剤は、欧米やアジア向けが増加しました。一方、フィルムの取引は、市況の悪化を受けて減少し、化粧品原料の取引も減少しました。
- ・ホビー関連商品は堅調に推移しました。

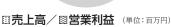
以上の結果、当事業全体の売上高は前期比140百万円、0.5%増収の26,102百万円、セグメント利益(営業利益)は前期比71百万円、7.5%増益の1,022百万円となりました。

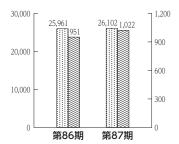


□売上高/図営業利益 (単位:百万円)









#### 事業セグメント別売上高

(単位:百万円)

	第 87	期	第 86	期	比	較
区分	平成28年4月~平	<sup>2</sup> 成29年3月	平成27年4月~平	<sup>2</sup> 成28年3月	10	¥X
	金額	構成比%	金額	構成比%	金額	増減率%
繊 維 関 連 事 業	115,429	81.6	125,678	82.9	-10,248	-8.2
工業製品関連事業	26,102	18.4	25,961	17.1	140	0.5
合 計	141,532	100.0	151,639	100.0	-10,107	-6.7

<sup>(</sup>注) 上記は外部顧客に対する売上高を記載しております。

#### 2. 対処すべき課題

当社グループは、成長路線への転換を図るため、2020年ビジョンを「ニッチな分野(\*\*)でグローバルに独 自の機能を提供する事業創造型商社として社会に貢献する。| と定めました。

(※)ニッチな分野とは、メーカーが直接攻めにくく、他商社の追随を許さない、当社グループが得意としている商材や 事業をいいます。

この2020年ビジョン実現に向け、中期的にはつぎの経営戦略にもとづき課題に対処してまいります。

#### 【基本方針】

- ① 『世界で稼ぐ力』を徹底的に強化してまいります。
- ② 人材を重点分野あるいは有望分野に積極的にシフトしてまいります。
- ③ グループ会社間の連携を強化してまいります。
- ④ 当社グループ主導のビジネスモデルを深耕してまいります。

## 【選択と集中】

① 重点(ニッチ)分野

繊維関連事業においては、原料・生地取引による収益拡大とインナー・レッグ製品の取扱拡大を図ってまいります。一方、工業製品関連事業においては、塗料原料・添加剤関連ビジネスの拡大とホビー関連事業の多角化を進めてまいります。

#### ② 有望分野

戦略的経費の使用や積極的な投資を行うことで将来の柱となる事業を育成してまいります。そのひとつとして自動車軽量化事業に取り組んでまいります。同様にナノテクノロジー事業については、早期の収益化を実現いたします。

#### 【重点施策】

① 海外事業の拡大

海外現地法人の経営・営業力を強化するとともにナショナルスタッフの育成を行ってまいります。また、 事業を軸として戦略を立案することでグローバルベースでの事業を運営してまいります。

② 収益性の向上

各バリューチェーンの中で戦略パートナーを設定し、その連携を強化することにより企画・原料調達から小売までを最適化し、あらゆる段階で付加価値を提供してまいります。また、業務の効率化を更に進めてまいります。

③ 人材の充実(育成と確保)

特にグローバル人材の育成に注力してまいります。また、キャリア採用の積極的実施により、高度な人材を確保するとともに外国人や女性の登用を図ることなどにより多様性を取り入れてまいります。

④ 内部統制システムの充実とリスクマネジメントの強化

当社グループの利益計画の達成に影響を及ぼすリスク要因を洗い出し、的確な分析と評価の結果を踏まえて対応策に取り組めるよう、グループ全体でリスクマネジメント体制の強化を図ってまいります。また、収益に見合ったリスクテイクを徹底し、無駄・ロスを排除するとともにコンプライアンスマインドの向上に努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

## 3. 財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況

Σ	Ξ	分	第 84 期 平成26年3月期	第 85 期 平成27年3月期	第 86 期 平成28年3月期	第 87 期 平成29年3月期
売	上	高 (百万円)	158,495	154,440	151,639	141,532
親会社	上株主に帰属する	5 当期純利益(百万円)	1,024	563	749	1,634
1 棋	当たり当	前期純利益(円)	15.95	8.78	11.66	25.33
総	資	産 (百万円)	66,829	65,885	68,206	65,476
純	資	産 (百万円)	14,792	16,061	15,908	17,963
1 7	株 当 た り	ノ 純 資 産(円)	229.51	249.30	246.54	278.39

- (注) 1. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、小数点以下第3位をそれぞれ四捨五入して表示しております。
  - 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

## (2) 当社の財産および損益の状況

	X								分	第 平成	8 4 26年3	期3月期	4		5 期 年3月期	第 平成	8 6 28年	。 3月	期期	第平成	8 7 29年	7 期
売				上				高 (	百万円)		89,	305		3	32,783		84	4,13	2		7.	7,212
当	ļ	朝		純		利		益 (	百万円)			536			409			27	8			506
1	株	当	た	Ŋ	当	期	純	利	益(円)		3	3.36			6.38			4.3	3			7.84
総				資				産(	百万円)		46,	690		2	46,755		45	5,03	7		43	3,540
純				資				産(	百万円)		10,	934		,	11,530		1	1,36	8		12	2,420
1	株	<u>11</u>		た	Ŋ	糸	ŧ	資	産(円)		170	0.22			179.52		1.	76.1	8		19	92.49

- (注) 1. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、小数点以下第3位をそれぞれ四捨五入して表示しております。
  - 2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

## 4. 重要な子会社の状況(平成29年3月31日現在)

会 社 名	所 在 地	資 本 金	出 資 比 率 (間接所有を含む)	主要な事業内容
株式会社セントラル科学貿易	東京都江東区	百万円 100	100.00	理化学機器等の販売
大三紙化工業株式会社	埼玉県越谷市	百万円 50	100.00	紙管の製造販売
株式会社オフィス・メイト	東京都千代田区	百万円 40	100.00	不動産の管理業務等
株式会社ジーマーク	東京都千代田区	百万円 46	100.00	家具、花火等の輸入販売
株式会社いずみ	大阪市中央区	百万円 90	100.00	婦人用インナーの企画、製造およ び販売
GSIマルロンテックス株式会社	東京都中央区	百万円 85	100.00	ストッキング・ソックス用原糸の 撚糸加工および販売
株式会社クレオスアパレル	東京都品川区	百万円 10	100.00	衣料品および関連商品の企画、製造、販売
株式会社アマノ	東京都中央区	百万円 10	82.00	ニット製品の販売
GSI Holding Corporation	米国・ニューヨーク	千米ドル 1,010	100.00	米国における持株会社
GSI Exim America,Inc.	米国・ニューヨーク	千米ドル 2,000	100.00	商品の仕入・販売
GSI Europe-Import+Export GmbH	ドイツ・デュッセルドルフ	チューロ 665	100.00	商品の仕入・販売
GSI Trading Hong Kong Ltd.	中国・香港	千香港ドル 13,865	100.00	商品の仕入・販売
GSI Creos China Co., Ltd.	中国・上海	千人民元 40,231	100.00	商品の仕入・販売
GSI(Shenzhen) Ltd.	中国・深圳	千人民元 69,570	100.00	商品の仕入・販売
GSI Creos (Beijing) Co., Ltd.	中国・北京	千人民元 7,841	100.00	商品の仕入・販売
GSI Creos Korea Co., Ltd.	韓国・ソウル	千ウォン 780,000	100.00	商品の仕入・販売

- (注) 1. GSIマルロンテックス株式会社は、平成29年2月13日付で丸一産業株式会社から商号変更いたしました。
  - 2. 株式会社オフィス・メイトに対する出資比率のうち、20.63%は間接所有によるものであります。
  - 3. GSI Exim America, Inc. に対する出資比率は、間接所有によるものであります。
  - 4. GSI (Shenzhen) Ltd.に対する出資比率は、間接所有によるものであります。

#### 5. 主要な事業内容(平成29年3月31日現在)

当社グループは糸からアパレルまでの繊維関連事業を主たる事業としているほか、機械、化成品、その他の工業製品関連事業を営んでおります。

事業セグメント	主 要 商 品
繊維 関連 事業	化合繊糸、化合繊織物、肌着、靴下、婦人服、紳士服他
工業製品関連事業	機械、化成品、理化学機器、紙管、ホビー、花火、不動産管理のサービス他

## 6. 主要な営業所等(平成29年3月31日現在)

## (1) 当社

本			社	東京都千代田区九段南二丁目3番1号
支			店	大阪(大阪市中央区)
営	業	所	等	日本橋(東京都中央区) 北陸(福井県福井市)、福岡(福岡市博多区) ナノカーボン開発センター(川崎市川崎区)
海	外 事	務	所	上海

(注) 平成29年2月20日をもって柳橋営業所を閉鎖し、日本橋営業所を開設いたしました。

## (2) 子会社

前記「4. 重要な子会社の状況」に記載の所在地に主要な営業所を有しております。

## 7. 従業員の状況(平成29年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

		事業セ	グメント	\			従	業	員	数	前連結会計年度	末比増減	
繊	維	関	連	į	事	業		2.	51	<sup>名</sup> 〔172〕	-9	(5)	名
I	業		関	連	事	業		19	96	[11]	-15	(-4)	
全		礼	± (	共	通	)		1:	22		-10		
	合			計				50	69	(183)	-34	(1)	

(注) 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (2) 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	蛤	平均勤続年数	
		233	名 (30)	-21 (-5)				歳 41.9	17.0	

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり、臨時従業員数は〔〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。
  - 2. 嘱託および他社への出向者は125名であり、上記に含んでおりません。

## 8. 主要な借入先(平成29年3月31日現在)

		借				入				先			借	入	額
株	左	ò	会	社		み	<b>đ</b> "		ほ		銀	行			百万円 4,489
株	式	会	社	Ξ	菱	東	京	U	F	J	銀	行			4,389
農		林			ф		央		3	金		庫			2,900
株	式	:	슾	社	Ξ	Ħ	ŧ	住	友	-	銀	行			2,364

## Ⅱ 会社の株式に関する事項(平成29年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 200,000,000株

2. 発行済株式の総数 64,649,715株(自己株式123,824株を含む。)

**3. 株主数** 5,623名

4. 大株主 (上位10名)

	株					主					名		持	株		持	株	比	率
グ		ン		ゼ		株		式		会		社		9,32	千株 1			14.45	%
株	式		会	社	t	み	-	ず	ほ		銀	行		3,18	2			4.93	
株	式	会	社	Ξ	菱	東	京	U	F	J	銀	行		3,17	2			4.92	
В	本		生	命	保		険	相	互		会	社		2,32	8			3.61	
東		L	,		株		式		á	숝		社		1,98	2			3.07	
B 2	本マス	、タ	- ト	ラス	ト信	託	銀行	株式	会 社	(	信託口	])		1,59	4			2.47	
СВ	NY D	FA	INT	L SI	MAL	L C	AP \	√ A L l	JE P	O R	TFOI	-10		1,08	4			1.68	
□ □ z	*トラ	スラ	ティ・	サー	- ビフ	ス 信 !	託 銀 征	<b>行株</b> 5	式会社	± (	信託[	□ )		1,06	7			1.65	
	] 本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信息					託口	1 )		91	9			1.42						
日本	本トラスティ・サービス信				信託	銀 行 株 式 会 社			(信	託口	5)		89	0			1.38		

<sup>(</sup>注) 持株比率については、自己株式(123,824株)を控除して算出し、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

## Ⅲ 会社役員に関する事項

## 1. 取締役の氏名等(平成29年3月31日現在)

1	也			位	氏			名	担当および重要な兼職の状況
代	表取	締	役 社	長	中	島	浩	=	社長執行役員
常	務	取	締	役	松	下	康	彦	常務執行役員
									兼 管理部門統括
常	務	取	締	役	吉	永	直	明	常務執行役員
									兼 工業製品事業部門統括
									兼 欧米統括
									兼 GSI Holding Corporation会長
									兼 GSI Exim America,Inc.会長
									兼 ナノテクノロジー事業担当
									兼 工業製品事業戦略室長
常	務	取	締	役	中	Ш	正	輝	常務執行役員
									兼 繊維事業部門統括
									兼 大阪支店長
									兼 繊維事業戦略室長
取		締		役	荒	木	靖	司	執行役員
									兼 人事総務部長
取		締		役	新	美	_	夫	執行役員
									兼 繊維事業部門副統括
									兼 東南アジア統括
									兼 GSI Trading Hong Kong Ltd.総経理
取		締		役	大	西	文	博	執行役員
									兼 I R担当
									兼 経営企画部長
社	外	取	締	役	岩	$\blacksquare$	紀	治	
取約	帝役 (監	查等	委員・	常勤)	浅	野	幹	雄	
社会	外取締	殳 ( 15	监査等	委員)	金	井	博	芳	
社会	外取締	殳 ( ]	监查等	委員)	後	藤	芳	浩	

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 後藤芳浩氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 2. 当社は、取締役岩田紀治氏および取締役(監査等委員)後藤芳浩氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- 3. 当事業年度中の役員の異動は、つぎのとおりであります。
  - (1) 常務取締役中山正輝氏は、平成28年4月1日付で繊維事業部門統括兼大阪支店長から繊維事業部門統括兼大阪支店長兼 繊維事業戦略室長に異動いたしました。
  - (2)平成28年6月29日開催の第86期定時株主総会終結の時をもって、取締役富田正憲、監査役石川均の両氏は任期満了となり、退任いたしました。
  - (3)平成28年6月29日開催の第86期定時株主総会において、監査役岩田紀治氏が取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任され、就任いたしました。
  - (4)平成28年6月29日開催の第86期定時株主総会において、取締役後藤芳浩氏ならびに監査役浅野幹雄氏および金井博芳氏が取締役(監査等委員)に選任され、就任いたしました。
- 4. 監査等委員会の社内からの円滑な情報収集や業務監査室等の内部監査部門との緊密なやり取りを通じた連携の実効性確保のため、浅野幹雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 5. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の岩田紀治氏、取締役(監査等委員)の浅野幹雄氏、金井博芳氏および後藤芳浩氏は、当社と会社法第427条第1項の規定にもとづき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

6. 当事業年度末日後に生じた取締役の会社における担当の異動は、つぎのとおりであります。

E	E	í	Š	IΒ	新	異動年月日
				繊維事業部門副統括	繊維事業部門副統括	
血	美		+	兼 東南アジア統括	兼 東南アジア統括	亚弗20年4月1日
刺	天		夫	兼 GSI Trading Hong Kong Ltd.総経理	兼 GSI Trading Hong Kong Ltd.総経理	平成29年4月1日
					兼 GSI Creos (Thailand) Co.,Ltd.社長	

#### 2. 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役(監査等委員を除く) 10名 140百万円 (うち社外取締役2名 4百万円)

取締役(監査等委員) 3名 21百万円(うち社外取締役2名 7百万円)

監査役 4名 8百万円(うち社外監査役2名 2百万円)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 上記の取締役の員数および報酬等の総額には、平成28年6月29日開催の第86期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の分を含んでおります。
  - 3. 当社は、平成28年6月29日開催の第86期定時株主総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。上記には、移行に伴い、任期満了により退任した監査役4名(うち社外監査役2名)の分を含んでおります。なお、同日付で監査役を退任し、取締役(監査等委員)に就任した2名の支給額と人数につきましては、監査役在任期間分は監査役に、取締役(監査等委員)在任期間分は取締役(監査等委員)に含めて記載し、同日付で監査役を退任し、取締役(監査等委員を除く)に就任した1名の支給額と人数につきましては、監査役在任期間分は監査役に、取締役(監査等委員を除く)に対け取締役(監査等委員を除く)に含めて記載しております。また、同日付で取締役を退任し、取締役(監査等委員)に就任した1名の支給額と人数につきましては、取締役在任期間分は取締役に、取締役(監査等委員)に対任した1名の支給額と人数につきましては、取締役在任期間分は取締役に、取締役(監査等委員)在任期間分は取締役(監査等委員)に含めて記載しております。
  - 4. 平成28年6月29日開催の第86期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の限度額は年額204百万円以内(うち社外取締役分は年額15百万円以内とする。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査等委員である取締役の報酬等の限度額は年額60百万円以内と決議いただいております。
  - 5. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第77期定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。
  - 6. 上記の取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額10百万円 (取締役7名に対し10百万円) が含まれております。

## 3. 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏 名	区分	出席	状況 (出席	率)	 主 な 活 動 状 況
		取締役会	監査役会	監査等委員会	土 な 泊 期 扒 流
     岩田紀治	監査役	3回中3回 (100%)	4回中4回 (100%)		 
	社外取締役	10回中10回 (100%)			識を活かし、適宜質問、意見を述べております。
金井博芳	監査役	3回中3回 (100%)	4回中4回 (100%)		経営者としての経験と当社関連業界に関する知
金井博方	社外取締役 監査等委員	10回中10回 (100%)		10回中10回 (100%)	識を活かし、適宜質問、意見を述べております。
後藤芳浩	取締役	3回中3回 (100%)	_		公認会計士としての専門的見地から、適宜質問、
	社外取締役 監査等委員	10回中10回 (100%)		10回中10回 (100%)	意見を述べております。

#### Ⅳ 会計監査人の状況

#### 1. 会計監査人の名称

監查法人保森会計事務所

#### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			43百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額			43百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積の根拠などについて確認および審議した結果、当該監査法人の報酬等の額が妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

#### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況等を勘案し、会計監査人の変更が必要と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

#### V 会社の体制および方針

#### 1. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決定の内容の概要

(1)取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役および使用人が遵守すべき行動規範である企業理念や「コンプライアンス規程」等にもとづき、 コンプライアンス体制を整備する。
- ②コンプライアンス体制の徹底を図るため、「内部統制委員会」(代表取締役社長が委員長)の下部組織として「コンプライアンス部会」を設置し、人事・労務担当取締役を責任者とする。
  ③「コンプライアンス部会」の担当取締役は、「コンプライアンス・プログラム」や「コンプライアンス
- ③「コンプライアンス部会」、の担当取締役は、「コンプデイアンス・プログラム」や「コンプライアンス 規程」にもとづき、グループ会社における関連規程の整備を行う。また、「コンプライアンス・プログ ラム」の実施状況を管理・監督し、内部通報相談窓口を含む当該プログラム体制の周知・徹底およびコ ンプライアンス・マインドの向上を図るため、使用人に対して適切な研修を実施する。
- ④「コンプライアンス・プログラム」に従い、極めて重大で緊急性を有する事態だけでなく、日常的なクレームやトラブルも含めて発生時の報告・連絡体制を明確にするとともに、各部署・グループ会社においてコンプライアンス責任者を任命、クレームやトラブル等の状況、業界における事例および職場における懸念事項等について、四半期ごとに「コンプライアンス部会」への報告を求める。

#### (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報の保存および管理について定めた「情報管理基本規程」等の規程にもとづき、取締役の職務執行に 係る情報を文書(電磁的媒体を含む)に記録・保存し、これを管理する。また、取締役は当該規程により、 常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①経営企画部を当社グループにおけるリスク管理の統括部門と定め、「内部統制委員会」の下部組織である「リスク管理部会」を中心に統合的なリスク管理体制を整備する。また、重要な影響を及ぼすリスクの把握とコントロールを目的とした「リスク管理基本規程」にもとづき、業務執行の万全性を確保する。
- ②「コンプライアンス・プログラム」の徹底を図ることにより、職場における円滑なコミュニケーション を通じて問題の発生を未然に防止するとともに、万が一、問題が生じた場合においても、迅速かつ適切 な対応を可能にする体制を構築することにより、当社に対する信頼の維持・向上を図る。
- ③業務監査室は、定期的にリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長ならびに「内部統制委員会」および「リスク管理部会」、「コンプライアンス部会」に報告する。

#### (4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は、取締役会において定められた経営機構および取締役の職務分掌にもとづき職務を執行するものとし、その責任および執行手続きについては、「職制」や「役職者の責任権限規則」等において詳細を定める。
- ②企業理念を踏まえて策定する中期経営計画に従い、当社および子会社は、毎年次の経営計画(定量・定性目標)を策定し、経営資源の効率的な配分を行う。
- ③業績管理については、情報システムの活用により業績を迅速にデータ化し、担当取締役および「経営会議」に報告し、進捗状況の分析および対応策等の協議を行い、その結果を「取締役会」に報告する。

## (5)当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社の経営企画部がグループ全体の内部統制を担当するとともに、「コンプライアンス・プログラム」については、「コンプライアンス部会」と協働し、当社グループ全体の適切かつ統一的な運用を図る。 ②経営管理については、「関係会社管理規定」にもとづき子会社経営の管理を行うほか、定期的に子会社
- ②経営管理については、「関係会社管理規定」にもとづき子会社経営の管理を行うほか、定期的に子会社の経営計画について確認するとともに、特に重要な子会社については、随時、業績の進捗状況を代表取締役社長に直接報告することを求める。
- ③担当取締役は、当社の業務監査室が実施するグループ会社に係る内部監査結果にもとづき、グループ会社社長に内部統制状況の改善計画の策定を指示し、実施の支援・助言を行う。

#### (6)監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

- ①監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助使用人を配置する。
- ②当該補助使用人の人事異動・人事評価については監査等委員会の同意を要するものとする。
- ③監査等委員会は、監査に必要な監査業務を業務監査室等の使用人に委嘱することができるものとし、監査業務の要請を受けた使用人は、当該業務遂行に関して取締役(監査等委員である取締役を除く。)の 指揮・命令を受けないこととする。

## (7)当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)・使用人および子会社の取締役・使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制

- ①当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)・使用人および子会社の取締役・使用人等は、会社 法に規定されている報告事項に加えて当社グループに重要な影響を及ぼす事項について、監査等委員会 の要望書に従い速やかに報告する。
- ②「関係会社管理規定」にもとづく子会社等からの報告事項・申請事項は、随時監査等委員会に報告される体制を整備する。
- ③当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)・使用人および子会社の取締役・使用人等は、緊急かつ重要な事態等を発見した場合「コンプライアンス・プログラム」にもとづき監査等委員会に内部通報ができるものとする。

#### (8)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査等委員会へ報告をした当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)・使用人および子会社の取締役・使用人等に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)・使用人および子会社の取締役・使用人等に周知徹底する。また、当社の「内部通報規程」において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)・使用人および子会社の取締役・使用人等が監査等委員会に当該内部通報をしたことにより、解雇その他いかなる不利益を課してはならないことを明記する。

## (9)監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還を請求した時は、その請求に係る費用等が監査等委員である取締役の職務執行に必要でないことを証明できる場合を除き、これに応ずることとする。

#### ⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員である取締役は、社内の重要会議に出席するほか、各部門の責任者との面談等を通じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行の状況を把握するとともに、監査等委員会は代表取締役と定期的な意見交換会を実施する。
- ②監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、業務監査室および会計監査人と情報交換や監査の相互補 完を行い、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、その監査結果を十分尊重する。

#### 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

#### (1)コンプライアンス

当社グループでは、「コンプライアンス規程 | とその行動指針である 「コンプライアンス・プログラム | を定めるとともに、「コンプライアンス部会」においてその遵守を確認しており、当事業年度は4回開催 いたしました。部会では、グループ会社および当社各部門からの報告事項について評価を行って、その評 価結果をフィードバックいたしました。また、コンプライアンスに関する研修を実施するなどの啓発活動 を行いました。

#### (2)リスク管理

当社グループでは、「リスク管理基本規程」を定め、「リスク管理部会」において戦略上・業務上のリ スクの統合管理を行っており、当事業年度は2回開催いたしました。また、「投資委員会」において投資 に係る評価、分析を行っており、当事業年度は2回開催いたしました。「投資委員会」では、投資先のモ ニタリングに加え、新規投資案件の事前審議を実施して「経営会議」へ諮問いたしました。

#### (3)監査等委員会による監査体制

当社は、平成28年6月29日に監査等委員会設置会社へ移行しました。 監査等委員会は3名(常勤の監査等委員1名、社外監査等委員2名)で構成されており、当事業年度は、 監査項目の検討や監査意見の取りまとめのため、監査等委員会設置会社への移行前に開催した監査役会を 含めて14回開催いたしました。

監査等委員は、監査の実効性を高めるため、「取締役会」(13回)、 「経営会議」(12回)、 委員会 | (6回)、その他の重要な会議に出席するとともに、代表取締役との意見交換会(2回)、取締役と の面談(2回)ならびに会計監査人との協議(8回)、その他部門・子会社等のヒアリングおよび業務監査室 やその他の管理部門との情報交換を行いました。

#### VI 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元が重要な経営課題であるとの認識のもと、将来の事業拡大に必要な 投資等のための内部留保の充実を図りながら、業績に見合った利益配分を安定的に行うことを基本方針とし ております。

当社は平成28年6月29日開催の第86期定時株主総会において、剰余金の配当等について取締役会の決議 により定めることができる旨の定款の変更を決議いただいておりますが、当期の期末配当につきましては、 株主総会の決議事項といたします。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:百万円)

科	}					金額	科目	金額
	(資	産	の	部 )			(負債の部)	
流	動	資		産		54,308	流 動 負 債	46,292
現	金	及	Q,	預	金	12,371	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	25,668
受	取 手	形及	とび	売!	金 掛	32,421	短 期 借 入 金	16,558
商					品	8,173	1年内返済予定の長期借入金	483
未	;	着	Ē	<u> </u>	品	267	リース債務	169
繰	延	税	金	資	産	361	未 払 法 人 税 等	349
~	~	σ			他	1,859		18
貸	倒	。 引		当	金	△1,146	賞 与 引 当 金	393
固	定	資	1	産	717	11,168	役員賞与引当金	35
_			次				関係会社整理損失引当金 そ の 他	113 2,503
有	形固		資	産	- 44	4,237	そ     の     他 <b>固定負債</b>	2,503 <b>1,220</b>
建		及 U — —				1,220	<b>是 期 借 入 金</b>	422
機	械装	置及			搬具	110	- R	208
	具 、	器具	及	び1	備品	91	操延税金負債	415
土					地	2,758	退職給付に係る負債	163
リリ	_	ス		資	産	53	資産除去債務	10
建	嗀	仮	Ī	勘	定	3	負 債 合 計	47,513
無	形固	定	資	産		742	(純資産の部)	
IJ	_	ス	<u>'</u>	資	産	673	株 主 資 本	17,346
そ		σ,	)		他	69	資 本 金	7,186
投	資その	の他	の資	産		6,189	資 本 剰 余 金	855
<b> </b>   投	資	有	価	証	券	3,892	利 益 剰 余 金	9,325
出		資			金	1,167	自 己 株 式	△20
長	期	貸		付	金	190	その他の包括利益累計額	616
操	延	税	· 金	資	産	45	その他有価証券評価差額金	399
退	職給	付に			資産	344	繰延へッジ損益	△50
必	비사, バロ			(a)			為替換算調整勘定	242
	lT:11	$\sigma_{z}$		M	他	791	退職給付に係る調整累計額	25
貸 <b>資</b>	倒			当	<u>金</u>	△241	<b>純資産合計</b>	17,963
	Æ	ŧ	合		計	65,476	負債純資産合計	65,476

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

	【平成29年 3	3月31日まで丿	(単位:百万円
科	B	金	額
売 上 高			141,532
売 上 原 価			128,379
売 上 総 利 益			13,153
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			11,843
営 業 利 益			1,309
営 業 外 収 益			203
受 取 利	息	42	
受 取 配 当	金	65	
	家 賃	3	
持分法による投資	利 益	23	
そのの	他	68	
営 業 外 費 用			405
支 払 利	息	209	
為善善養	損	131	
その	他	63	
経 常 利 益			1,107
特 別 利 益			1,954
固 定 資 産 売	却  益	1,634	
投資有価証券売	却益	0	
国庫補助金	収 入	7	
事業譲渡	益	244	
ح	他	67	
特別 損 失	+0 10	_	710
固定資産売	却損	7	
固定資産除	却損	55	
関係会社出資金		17	
関係会社整理損失引当金		113	
	損 失 費 用	86 419	
事 業 構 造 改 善 そ の	費 用 他	12	
		12	2,351
	事業税		531
法 人 税 等 調	整額		185
<b>当期</b> 純 <b>利</b>	益		1,634
親会社株主に帰属する当期			1,634

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

### 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

株式会社GSIクレオス 取締役会 御中 平成29年5月17日

## 監査法人保森会計事務所

代表社員 公認会計士 渡 部 逸 雄 印 業務執行社員

代表社員 公認会計士 横山 博印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社GSIクレオスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連 結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施す ることを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GSIフレオス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計十法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(単位:百万円)

## 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

科目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
   大 手 次 立	24.624	流 動 負 債	30,865
流     動     資     産       現     金     及     び     預     金	<b>31,634</b> 9,168	支 払 手 形	1,303
現 金 及 び 預 金       受 取 手 形	3,878		12,177
	12,766	短期借入金	15,228
リース投資資産	12	リース債務	155
商品	4,752	未払金	842
未 着 商 品	28		135
短 期 貸 付 金	47		
関係会社短期貸付金	15	未払事業所税	9
未 収 入 金	912	未 払 費 用	0
繰 延 税 金 資 産	221	預 り 金	404
その他	205	賞 与 引 当 金	230
貸   倒   引   当   金 <b>固 定 資 産</b>	△373 <b>11,905</b>	役員賞与引当金	10
回	2,331	関係会社整理損失引当金	113
	631	そ の 他	254
機械及び装置	8	固 定 負 債	253
工具、器具及び備品	29	リ ー ス 債 務	194
土地	1,618		59
リ ー ス 資 産	43	負 債 合 計	31,119
無形固定資産	695	(純資産の部)	
リ ー ス 資 産	657	株主資本	12,088
そ の 他	38	資 本 金	7,186
投資その他の資産	8,878	資 本 剰 余 金	913
投資有価証券       関係会社株式	3,764 2,610	l l	
	2,610		913
関係会社出資金	1,228	利 益 剰 余 金	4,009
長期貸付金	4	利益準備金	64
関係会社長期貸付金	700	その他利益剰余金	3,945
固定化営業債権	335	繰 越 利 益 剰 余 金	3,945
長期 前 払 費 用	40	自 己 株 式	△20
前 払 年 金 費 用	307	評価・換算差額等	331
長期保証金	246	その他有価証券評価差額金	382
その他	110	繰延 ヘッジ 損益	△50
貸 倒 引 当 金	△756	純 資 産 合 計	12,420
資 産 合 計	43,540	負 債 純 資 産 合 計	43,540

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 損益計算書

(平成28年4月1日から) 平成29年3月31日まで)

(単位:百万円)

			( 1 /20	27 1 3	731047	(羊瓜・ロ/バ )/
	科				金	額
売		上	高			77,212
売		上原	価			69,769
売		上 総 利	益			7,442
販	売	費 及 び 一 般 管	理費			6,986
営		業利	益			455
営			益			659
	受	取	利	息	12	
	受	取配	当	金	516	
	経	営指	導	料	71	
	そ	Ø	13	他	59	
営		業 外 費	用			421
	支	払	利	息	181	
	為	替	差	損	149	
	貸	倒 引 当 金	· 操 入	額	43	
	そ	の 四 コ 三 亚	ルベ	他	46	
経				16	40	693
特		別 利				320
10	投		·····································	益	0	320
	事	業譲	渡	益	244	
	玉	庫補助	金 収	入	7	
	そ	0		他	67	
特		別損	失			615
	古	定資産	売 却	損	5	
	古	定 資 産	除却	損	53	
	関	係 会 社 出 資	金 評 価	損	7	
	関	係会社整理損失引	当金繰入	額	113	
	訴	訟 関 連		失	86	
	事	業 構 造 改	善費	用	340	
	そ	0		他	9	
税		引 前 当 期	純 利	益		397
法	人			税		△111
法			調 整	額		3
当		期純	利	益		506

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

## 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成29年5月17日

株式会社GSIクレオス 取締役会 御中

## 監査法人保森会計事務所

代表 社員 公認会計士 渡 部 逸 雄 印 業務執行社員 公認会計士 渡 部 逸 雄 印

代表社員 公認会計士 横山 博 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社GSIクレオスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人保森会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

株式会社GSIクレオス 監査等委員会 監査等委員 (常勤) 浅 野 幹 雄 ⑪ 監査等委員 金 井 博 芳 ⑪ 監査等委員 後 藤 芳 浩 ⑩

- (注) 1. 監査等委員金井博芳及び後藤芳浩は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
  - 2. 平成28年6月29日に開催された第86期定時株主総会におきまして当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしましたが、平成28年4月1日から平成28年6月28日までの監査につきましては、監査等委員会が、監査役及び監査役会が実施してきた監査内容を引き継ぎ、その方法及び結果を確認のうえ当事業年度の監査報告といたしております。

以上

## 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまに対する利益還元が重要な経営課題であるとの認識のもと、将来の事業拡大に必要な投資等のための内部留保の充実を図りながら、業績に見合った利益配分を安定的に行うことを基本方針としております。

この方針にもとづき、当期の期末配当につきましては、1株当たり前期比1円増配し、つぎのとおりといたしたいと存じます。

(1)配当財産の種類

余銭

(2)株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円

総額 金193.577.673円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

#### 第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を平成19年11月に公表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一する取組みを進めております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、東京証券取引所が投資単位として望ましいとする水準(5万円以上50万円未満)を維持するため、株式併合(10株を1株に併合)を実施することといたしました。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

ただし、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、 その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

20.000.000株

5. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」をご承認いただくことを条件といたします。

#### 第3号議案 定款一部変更の件

現行定款をつぎのとおり変更いたしたいと存じます。

#### 1. 変更の理由

- (1)当社および当社の子会社の事業を再確認し、現行定款第2条(目的)の記載内容を整理・統合するとともに、今後の事業内容の多様化へ対応するために所要の変更を行うものであります。
- (2)第2号議案「株式併合の件」をご承認いただくことを条件として、株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を2億株から2千万株に減少させるため、現行定款第5条(発行可能株式総数)を変更するものであります。また、当該変更の効力が株式併合の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、併せて効力発生日をもってその附則を削除する旨の附則を設けることといたします。
- (3)第2号議案「株式併合の件」をご承認いただくことを条件として、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第6条(単元株式数)を変更するものであります。また、上記(2)と同じく、当該変更の効力が株式併合の効力発生日に生ずるものとする旨の附則を設け、併せて効力発生日をもってその附則を削除する旨の附則を設けることといたします。
- (4)単元未満株式を所有されている株主様の便宜を図ることを目的として、単元未満株式買増制度の導入をいたしたく、同制度に係る規定を変更案第7条(単元未満株式の買増し)として新設するものであります。また、この条項の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容はつぎのとおりであります。なお、現行定款中、変更のない条文の記載は省略しております。

(下線は変更部分を示します。)

							(1)//////	(文山) と小(ひよ 9 8)
	現	行	定	款		変	更	案
第1条	(条文省略	)			第1条	(現行どおり	J)	
第2条	(目的) 当 る。	会社は、次	アの事業を営	さむことを目的とす	第2条	(目的) 当会る。	会社は、次の事業を	を営むことを目的とす
(1)	次の物資の	輸出入およ	にび売買		(1)	(1) 次の物資の輸出入 <u>業</u> および売買 <u>業</u>		
1	繊維原料	および <u>そ</u> ∤	1 <u>らの</u> 製品			) 繊維原料 <u>、</u>	繊維資材および	<u>繊維</u> 製品
2	各種産業	用機械器具	具工具 (度量	<b>資器、計量器、</b>	€ 2	度量衡器、	計量器、医療機器	器 <u>、金型</u> を含む <u>機械器</u>
	療機器を	含む)_お 。	<b>にびそれらの</b>	部品		<u>具工具</u> およ	びそれらの部品	
		(⑩を変更	して移設)		<u>3</u>	輸送用機械	<u> </u>	流砲類およびそれらの
						部品 <u>、原材</u>	<u>  料</u>	
(⑧を変更して移設)						<u>半導体、</u> 電	5気、電子、通信	青報機器およびそれら
						の部品 <u>、原</u>	材料	

現 行 定 款 孪 更 案

③ 工業薬品(毒物、劇物、アルコールを含む)、火 薬類、医薬品(医薬部外品を含む)、農薬、合成 樹脂、化粧品、染料、顔料、助剤等化学工業製品 およびそれらの原料

(新設)

#### (⑨から移設)

- ④ 農林水畜産物および鉱工業製品ならびに鉱物材 料、金属材料
- ⑤ 食糧、油糧、油脂、飲料、酒類およびそれらの製 品ならびに塩、煙草
- ⑥ 肥料、飼料およびそれらの原料
- ⑦ 皮革、パルプ、紙類、ゴムおよびそれらの製品な らびにスポーツ用品、一般雑貨類
- ⑧ 電気、電子、通信情報機器およびそれらの部品
- ⑨ 窯業原料、木材、土木建築用資材およびそれらの 製品ならびに再生資源(鉄スクラップ、非鉄金属 スクラップ、故紙等)
- ⑩ 船舶、航空機、車輌、運搬具、銃砲類およびそれ らの部品

(新設)

#### (2) 倉庫業

- (8) から移設
- (3) 不動産の売買、賃貸借、管理、斡旋および仲介業
- (4) 建設工事の設計、施工、請負業およびその監理受託 業
- (5)機械、車輌、運搬具等のリース業
- (6) 観光事業および娯楽施設の経営ならびに飲食業
- (7) 旅行業
- (8) 陸運業、海運業、航空運送業および運送取扱業
- (9) 損害保険代理業、白動車保険代理業および生命保険 募集業
- (10) 産業財産権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、シ ステム技術、コンピュータソフトウェアの取得、企 画、制作、賃貸、販売および運用受託業
- (11) 労働者派遣業
- (12) 給与、交通費等の計算、郵便物受発信等の庶務業務 および支払・経理事務の受託業

- ⑤ 毒物、劇物、アルコールを含む工業薬品、火薬類、 医薬部外品を含む医薬品、農薬、化粧品、塗料、 染料、顔料、助剤等化学製品およびそれらの原材
- ⑥ プラスチック、合成樹脂等化学製品およびそれら の原材料
- ⑦ 窯業原料、木材、土木建築用資材およびそれらの 製品ならびに再生資源(鉄スクラップ、非鉄金属 スクラップ、故紙等)
- ⑧ 炭素、黒鉛、鉱物材料、金属材料、複合材および その製品ならびに鉱工業製品
- ⑨ 農林水畜産物および食糧、油糧、油脂、飲料、酒 類、食料品およびそれらの製品ならびに塩、煙草
- ⑩ (現行どおり)
- (1) 皮革、パルプ、紙類、ゴムおよびそれらの製品、 玩具、家具ならびにスポーツ用品、日用品、雑貨、 美術工芸品

(変更して4)へ移設) (⑦へ移設)

#### (変更して3)へ移設)

- (2) 前号物資の問屋業、代理業、仲立業ならびに加工業、 修理業、製造業およびリース業
- (3) (現行どおり)
- (4) 陸運業、海運業、航空運送業および運送取扱業
- (5) (現行どおり)
- (6) (現行どおり)

#### (削除)

- (7) (現行どおり)
- (8) (現行どおり)

#### (4) へ移設

- (9) (現行どおり)
- (10) (現行どおり)
- (11) (現行どおり)
- (12) (現行どおり)

現 行 定 款	変    更    案
(13) 衣料用繊維製品の加工、製造業 (14) 炭素・黒鉛製品の加工、製造業 (15) 合成樹脂の成型、加工業 (16) 合成樹脂製品製造用機械の設計、製造、組立業	(削除) (削除) (削除) (削除)
(17) 紙製容器、紙管等の紙製品製造業 (18) 古物売買業 (美術工芸品を含む) (19) 問屋業、代理業および仲立業 (20) 医療機器の修理業 (新設)	(削除) <u>(13)</u> 古物売買業 (削除) (削除) (14) 前各号に係る技術指導、研修請負、催事運営、コン
(21) 前各号に附帯関連する一切の事業 (新設)	サルタント業等の専門・技術サービス業 (15) (現行どおり) (16) 前各号に掲げる以外の事業
第3条~第4条 (条文省略)	第3条〜第4条 (現行どおり)
第5条 (発行可能株式総数)当会社の発行可能株式総数は、 2億株とする。	第5条 (発行可能株式総数)当会社の発行可能株式総数は、 <u>2千万</u> 株とする。
第6条 (単元株式数) 当会社の1単元の株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第6条 (単元株式数) 当会社の1単元の株式数は、 <u>100</u> 株 とする。
(新設)	第7条 (単元未満株式の買増し) 当会社の株主は、取締役会の定める株式取扱規則により、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第 <u>7</u> 条~第 <u>39</u> 条 (条文省略)	第 <u>8</u> 条〜第 <u>40</u> 条 (現行どおり)
附 則 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) 平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為についての社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の賠償責任に係る社外監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第36条の定めるところによる。	附 則 <u>第1条</u> (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) (現行どおり)
(新設)	第2条 第5条および第6条の効力発生日は、平成29年10 月1日とする。
(新設)	第3条 本附則第2条および本条は、平成29年10月1日を もってこれらを削除する。

#### 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(8名)が任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の意見はありません。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者はつぎのとおりであります。

候補者番 号	Ě	Ŋ	が	な名	現在の当社における地位、担当および重要な兼職の状況	
1	なか中	しま 島	こう 浩	<u>"</u>	代表取締役社長兼社長執行役員	再任
2	松	<u>した</u> 下	やす	ひこ 彦	常務取締役兼常務執行役員 管理部門統括	再任
3	ませ	<sub>なが</sub> 永	ただ 直	ぁき 明	常務取締役兼常務執行役員 工業製品事業部門統括 兼 欧米統括 兼 GSI Holding Corporation会長 兼 GSI Exim America,Inc.会長 兼 ナノテクノロジー事業担当 兼 工業製品事業戦略室長	再任
4	なか中	やま	まさ 正	rs 輝	常務取締役兼常務執行役員 繊維事業部門統括 兼 大阪支店長 兼 繊維事業戦略室長	再任
5	<sub>あら</sub> 荒	煮	やす		取締役兼執行役員 人事総務部長	再任
6	新	。 美	かず —	き夫	取締役兼執行役員 繊維事業部門副統括 兼 東南アジア統括 兼 GSI Trading Hong Kong Ltd.総経理 兼 GSI Creos (Thailand) Co.,Ltd.社長	再任
7	*** 大	正し西	ふみ 文	ひろ 博	取締役兼執行役員 IR担当 兼 経営企画部長	再任
8	岩	<i>t</i> ≥	のり紀	お治	社外取締役	再任 社外 独立

再任 : 再任取締役候補者

社 外 : 社外取締役候補者

独 立 :証券取引所届出独立役員

候補者 番 号	s 氏 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	なか いま ごう ビ 中 島 浩 ニ 昭和27年1月31日	昭和49年4月当社入社平成13年6月当社機能スタッフ本部経営管理部長平成15年6月当社取締役平成18年4月当社機能スタッフ本部長補佐平成19年4月当社管理部門統括補佐平成19年6月当社管理部門統括平成21年5月㈱オフィス・メイト代表取締役社長平成21年6月当社常務取締役平成23年6月当社代表取締役専務取締役平成25年10月当社代表取締役社長平成28年6月当社代表取締役社長	181,000株
	らは代表取締役社長として	] · 与信審査関連業務に従事し、取締役を経て平成23年からは代表取締役専務取紀 て経営の中枢を担ってまいりました。経営全般にわたる豊富な経験と当社グル 11見を有していることから、監査等委員でない取締役の候補者といたしました。	ープの業務および
2	まつ に で	昭和53年 4 月 当社入社 平成13年 6 月 当社機能スタッフ本部経営企画部長 平成19年 4 月 当社経営企画部長 平成19年 6 月 当社取締役 平成19年 6 月 当社管理部門統括補佐 平成23年 6 月 当社常務取締役 平成23年 6 月 当社管理部門統括(現在) 平成25年 4 月 当社大阪支店長 平成28年 6 月 当社常務取締役兼常務執行役員(現在)	114,000株
	「取締役候補者とした理由 当社において主に経営1 営に携わってまいりました 締役の候補者といたしまし		

候補者番 号	が 名 氏 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	まし、家が、でで、できましてでいる。 音・家・値 明 昭和30年10月9日	昭和54年 4 月 当社入社 平成14年 7 月 GSI Holding Corporation社長 兼 GSI Exim America,Inc.社長 平成19年 6 月 当社工業製品事業部門統括補佐 平成21年 6 月 当社工業製品事業部門統括 平成22年 4 月 GSI Holding Corporation会長 兼 GSI Exim America,Inc.会長 (現在) 平成24年 4 月 当社アクノロジー事業担当 (現在) 平成24年 4 月 当社アクノロジー事業担当 (現在) 平成24年 6 月 当社常務取締役 平成25年 4 月 GSI Holding Corporation社長 兼 GSI Exim America,Inc.社長 当社工業製品事業部門統括 東 GSI Exim America,Inc.社長 当社工業製品事業部門統括 東 T業製品事業・関統括 東 工業製品事業・関統 東 GSI Exim America,Inc.社長 当社工業製品事業・関統 日 第 GSI Exim America,Inc.社長 当社工業製品事業・関統 日 第 GSI Exim America,Inc.社長 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	113,000株
	当社において主に経営 経験し、取締役を経て平	企画・財務業務に従事した後、工業製品事業部門の営業業務に加え海外子会社成24年より常務取締役、平成27年より工業製品事業部門統括として経営に携かつ広範な業務経験と実績を有していることから、監査等委員でない取締役の昭和55年4月 当社入社平成13年4月 当社繊維原料事業本部繊維原料第三部長平成18年4月 当社繊維事業本部テキスタイル第一部長平成21年6月 当社取締役	わってまいりまし
4	なか やま まさ てる 中 山 正 輝 昭和32年9月19日	平成21年6月 当社繊維事業部門統括補佐 平成24年6月 当社繊維事業部門副統括 平成25年4月 当社繊維事業部門統括(現在) 平成26年10月 当社大阪支店長(現在) 平成27年4月 当社繊維事業戦略室長 平成27年6月 当社常務取締役 平成28年4月 当社繊維事業戦略室長(現在) 平成28年6月 当社常務取締役兼常務執行役員(現在)	73,000株
	括、平成27年より常務取	・ 記 制 繊維原料を中心とする繊維事業部門の営業に従事し、取締役を経て平成25年よ 親締役として経営に携わってまいりました。当社の繊維事業部門における豊富な 査等委員でない取締役の候補者といたしました。	

候補者番 号	。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数				
5	昭和56年4月 当社入社 平成18年4月 当社工業	集製品事業本部ホビー部長 3総務部長(現在) 6役	52,000株				
	[取締役候補者とした理由] 当社において主にホビー関連の営業に従事した後いりました。当社における豊富な業務経験と実績をた。	、人事総務部長を務め、平成24年より取締役として 有していることから、監査等委員でない取締役の候					
6	平成24年6月 当社取綱 新 美 一 夫 昭和32年6月17日 平成25年4月 当社繊維 平成25年10月 当社東南 平成27年4月 GSI Tra 平成28年6月 当社取綱	スタイル第三部長 辞役 (事業部門副統括(現在) アジア統括(現在) ding Hong Kong Ltd.総経理(現在)	48,000株				
	【取締役候補者とした理由】 当社において主に生地を中心とする繊維事業部門の営業に従事し、平成24年より取締役に就任し、繊維事業部門副統括および海外子会社の総経理として経営に携わってまいりました。当社の繊維事業部門における豊富かつ国際的な業務経験と実績を有していることから、監査等委員でない取締役の候補者といたしました。						
7	昭和58年4月 当社入社 平成23年4月 当社入社 平成23年4月 当社経営 平成27年6月 当社取締 昭和35年12月25日 中成27年12月 当社 I R 平成28年6月 当社取締	於正画部長(現在)	26,000株				
	[取締役候補者とした理由] 当社において主に経営企画を中心とする管理業務 営に携わってまいりました。当社の管理部門におけ 締役の候補者といたしました。	に従事した後、経営企画部長に就任し、平成27年よ る豊富な業務経験と実績を有していることから、監					
8	昭和38年4月 グンゼ機 平成3年6月 郡是高分 平成8年6月 グンゼ機 平成12年6月 同社常務 平成14年6月 同社監査 平成16年6月 同社監査 平成16年6月 当社社外 平成28年6月 当社社外	テ工業㈱(現グンゼ高分子㈱)取締役社長 別麻締役 B取締役 G役 K監査役	2,000株				
	[社外取締役候補者とした理由] グンゼ株式会社において常務取締役を務め、長年献してこられ、当社においても平成16年から社外監しての経験および当社関連業界に対する豊富な知識業務執行者に対する監督機能の発揮を期待できるこ	を持ち、社外監査役および社外取締役としての長年	大企業の経営者と の経験にもとづく				

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 社外取締役候補者に関する事項は、つぎのとおりであります。
    - (1)岩田紀治氏は社外取締役候補者であります。
    - (2) 当社は、現在、岩田紀治氏と会社法第427条第1項の規定にもとづき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する 契約を締結しております。同氏をご選任いただいた場合には、当社は、同氏と当該契約を継続する予定であります。当 該契約の内容の概要は以下のとおりであります。

      - ①損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。 ②当該責任限定が認められるのは、社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないと きに限られるものとする。
    - (3) 当社は、岩田紀治氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ておりますが、ご選任いただいた場合に
    - は、同氏を引き続き独立役員に指定する予定であります。 (4)岩田紀治氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年 となります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

1. 場 所 東京都千代田区九段南二丁目3番1号 (青葉第一ビル) 当社本社 (7階会議室)

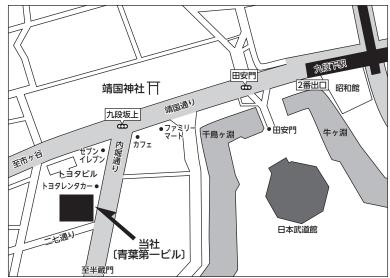
電 話(03)5211-1829

2. 交通機関 東京メトロ 東西線

半蔵門線

九段下駅2番出口より徒歩約8分

都営地下鉄 新宿線



駐車場はご用意しておりませんので、上記の交通機関をご利用ください。

